

# デフォーと合邦のレトリック

## ——1707年合邦と「見えざる手」——

林 直 樹

### I はじめに

本稿の目的は、イングランド政権の諜報員の身分で1706年秋からスコットランドに滞在し、イングランド=スコットランド合邦の成立(1707年5月)に一方ならぬ貢献をしたデフォー(Daniel Defoe, c. 1660-1731)の著書『大ブリテン合邦史』(1709年エディンバラ刊)の検討を通じて、合邦の直接的な政治経済的背景に接近すると同時に、そこにおいて展開されるデフォーの思想の諸特徴をつかみ出すことにある。

この『合邦史』は、後年、スコットランド出身の著述家チャーメーズ(George Chalmers, 1742-1825)が「[[ロビンソン・]クルーソーをさほど楽しめなかったとしても、この出版のみでデフォーの名を不朽のものにした」と評したように(Chalmers 1790, 35)、きわめて多作なデフォーの、その生涯を通じての代表作の一つと見なしてよいものである。

合邦とデフォーとの密接な関連については、すでに多数の歴史研究、とりわけ国外において盛んなデフォーの伝記研究が、多くの面を詳らかにしてきた<sup>1)</sup>。国内においても、天川潤次郎の大著『デフォー研究』(1966年)には合邦問題を扱う独立の章が設けられており、『合邦史』の叙述に基づきながら、合邦の前史から合邦条約の交渉過程、さらには合邦の経済的背景まで

を視野に収めた、詳細な検討が行われている。したがって、本稿はこれらの先行研究を尊重しつつ焦点を大きく絞り、『合邦史』におけるレトリックの使用という問題に強く光を当て、これを掘り下げたい。特に重要と考えられるのは、後年のアダム・スミスによる用法が最もよく知られるところの「見えざる手」の語の使用である。

なお、本稿では二重の意味において歴史内在的な検討を試みる。第一に、テキスト成立の背景に横たわる史実を基礎とし、テキストの行間を読み解くことを目指す点において、第二に、テキストを構成する一定の語彙に着目し、その歴史貫通的な縦の継承関係ではなく、同時代における横の継承関係を考察する点において、それは二重である。ただし、これら二点は截然と分かちうるものではなく、相互に絡み合うものであることも、もちろん認識している。

第二の点については、デフォーが対抗言説として強く意識していたと考えられる、同時代における最有力の共和主義者フレッチャー(Andrew Fletcher of Saltoun, c. 1653-1716)の所説を取り上げることによって、『合邦史』というテキストの持つ性格のいっそうの明確化を期した。

### II 『合邦史』の成立

最初に、『合邦史』とはいかなる背景の上に

成立したテキストか、それを著者デフォーの境遇に即して明らかにしておきたい。

この『合邦史』は、アダム・スミスの蔵書の一冊であったことが知られている<sup>2)</sup>。スミスの同名の実父 (Adam Smith, 1679-1723) の友人で、エディンバラ哲学協会の副会長として18世紀前半のスコットランドを代表する知識人となるクラーク (John Clerk of Penicuik, 2nd Baronet, 1676-1755) は、若き日にスコットランド側の合邦条約起草委員を務めた際、デフォーと親しく交際した。後年、彼は『回顧録』に合邦の経緯をつづったが、その中で次のように語っている。

この [1706 年後半のスコットランド] 議会でなされたことについては、ダニエル・デフォーという人が書いた実に正確な歴史が公刊されているので、ここで語る必要はない。彼はイングランドの首相ゴドルフィン伯爵によってスコットランドに派遣されたが、それは、この地で万事がどのように進んでいるかについて、随時、首相に正確な説明を提供するためであった。したがって彼は諜報員 (Spy amongst us) だったのだが、そうとは知られていなかったし、もし知られていたなら、エディンバラの群衆が彼を八つ裂きにしていたことだろう。(Clerk 1895, 63-64)

合邦条約起草委員とは、1706年4月から7月にかけてロンドンに参集し、条約締結の交渉に当たった人々のことで、イングランドとスコットランドがそれぞれ三十一名を指名した。以下で記すように、この委員会が起草した条約案が、同年10月以降、スコットランド議会の審議にかけられる。後年のクラークは、デフォーがイングランド政権の「諜報員」として若き日の自分に接触したことを悟ったが、それでもなお、デフォーの『合邦史』を「実に正確な歴史」と讃えたのであった。

ゴドルフィン (Sidney Godolphin, 1st Earl of Godolphin, 1645-1712) 首班のイングランド政権において北部担当国務大臣を務めるハリー (Robert Harley, 1661-1724) の下、デフォーが諜報活動に従事していた事実は、政権内ですら秘匿されていたと言ってよい<sup>3)</sup>。若きクラークをはじめとするスコットランド人はそれを知る由もなかった。政治的影響力を増しつつあった高教会派トリーを嘲弄する反語的諷刺作を発表したことで1703年に逮捕され、時の政権の手でさらし台にかけられたデフォーは、数年後にスウィフト (Jonathan Swift, 1667-1745) がただ「名前は忘れたが、さらし台にかけられた奴」とだけ述べて彼を暗示したことからもわかるように (Swift 1708, 2), イングランド長老派に所属して政権に抗った誠実な非国教徒として著名であり、同じく長老教会を信奉するスコットランド商人たちの間では、「交易と両国の利益について実によく理解している」イングランド商人としても、一目置かれていた (Backscheider 1989, 207)。さらし台以後のデフォーが政権に仕えていたことは、誰しも知らなかったのである。

スコットランドの愛国的共和主義者として知られるフレッチャーら、有能な反合邦論者に対抗しうる書き手としての活躍をデフォーに期待したロンドンのスコットランド商人たちは、この頃に『スコットランドとの合邦に対する国民的偏見を除く論』(1706年から翌年にかけて全六部刊行)をはじめとする彼の著述活動を支援し始めており、彼らが、信頼するデフォーを合邦条約起草委員に引き合わせたのは自然の成り行きであった。1706年5月初め、ロンドン滞在中のダルリンプル三兄弟がこの商人人脈を介してデフォーに接触する。長兄ステア (John Dalrymple, 1st Earl of Stair, 1648-1707) 以下、兄弟はみな起草委員であった。

続いて若きクラークとデフォーが会見して意気投合し、同年7月、起草委員会が条約案をま

とめ上げる直前に、クラークは故国に宛てた書簡において、商人として農業改良にも詳しいデフォーがその知識を「私たちに教授する」ため、近くスコットランドに赴く意向であることを嬉々として伝えた (Backscheider 1989, 208). 事実その年の 10 月にスコットランドを訪れたデフォーから、農業改良家として知られたクラークの父 (John Clerk of Penicuik, 1st Baronet, 1649/50-1722) は新しい農業知識を仕入れたと言われる。父クラークは月世界に仮託して当世を諷刺したデフォーの著書『コンソリデーター』(1705 年) を愛読し、息子は同じくその『神の掟によって』(1706 年) にイングランド政治を学んだ<sup>4)</sup>。

だが、スコットランド訪問に際してのデフォーの真意は、イングランドを発つ直前の同 1706 年 9 月 13 日、彼がハーリに宛てた書簡中の文言に、はっきりと示されている。彼は政権の諜報員としての自らの心構えを次の四点にまとめて書き出し、直接の雇用主に当たるハーリに確認を求めたのである。すなわち「合邦に反する処置、あるいは党派形成についての情報を得、それらを防止すること」、「会話や、理に適った手法を尽くし、人々の心を合邦へと向けること」、「合邦への、またそれに関わるイングランド人や宮廷への、異議、中傷、非難のすべてに、文筆や論述を用いて応答すること」、「スコットランド教会に対する [イングランド国教会側の] 謀略なるものに関し、人々の警戒心や不安を取り除くこと」の四点である (Defoe 1955, 126)。

さて、スコットランドを愛する者として振舞え、というハーリからの密かな指示にしたがい、商人の仮面をつけてスコットランドを訪問したデフォーは、同国議会女王名代クイーンズベリ (James Douglas, 2nd Duke of Queensberry, 1662-1711) の親類クラーク父子の熱烈な友情を手にし、エディンバラの議会討論を継続的に傍聴する機会を得た。このたびは単身だが、将来的に

イングランドの家族を連れて移住し、この地の改良に貢献したいのであって、ゆえに自らの意志で国境を越えて来たと言言していた彼は、交易や農業に精通しているとの専らの評判も相まって、合邦条約案の商業条項を検討する議会設置委員会に、スコットランドの利益を慮る定住希望者として招請されさへもした。その席上、合邦後もスコットランド産エールの販売に支障が出ないように適用税率に配慮すべきとしたデフォーの提案が感銘をもって受理され、酒類に関する内国消費税の統一を謳う条約案第七条は、より柔軟に解釈されることと決まる<sup>5)</sup>。

加えて、流通障壁の撤廃による市場圏の拡張を通じてスコットランド・イングランド両国が受け取る商業的恩恵を核に、合邦の互惠性を力強く訴える彼の著作が続々と出版されて好評を博し、そのスコットランド頌詩『カレドニア』(1706 年) の購読者一覧には、先のクイーンズベリや後述するシーフィールド (James Ogilvy, 1st Earl of Seafield, 1663-1730) らの有力者を筆頭に、大半のスコットランド貴族と合邦支持議員たちが名を連ねた (Backscheider 1989, 224)。

議会では、1706 年 11 月 2 日、完全合邦を規定する合邦条約案第一条をめぐる激論が交わされる。議事録によれば、まず条約起草委員を代表してシートン (William Seton of Pitmedden, 1673-1744) が立ち、次のように演説した。「二つの王国は一つに合同されるか、さもなければ完全に分離されるか、のいずれかしかないのです。「この国は貧しく、通商を保護する武力もありませんから、交易と保護を分かち合うことのできる何らかの強力な隣国との間でそれらを共有するまでは、通商から大きな利益を上げることはできません」。「確かに、[フレッチャーの説くような] 連邦制合邦 (Federal Union) という言葉はとても当世風で、ものを考えない人々を欺くにはたいへんふさわしいのですが」、「君主政体に習慣づけられた二国において、果たして連邦制合邦が実行可能なものでしょう

か]、「スコットランド・イングランド間の連邦協定は、この島の平和を保障し、外敵の陰謀と侵略に対してこの島を防衛するに十分なものでしょうか」。「完全合邦 (incorporating Union) をめぐる歴史的所見を一点だけ示しておきましょう。従来、一つの王国に合同することによって、二つかそれ以上の数の独立王国ないし国家は共通の主権者の下に存続し、政府による保護を等しく享受しながら、政治体の各部分が…その天然の産物の価値、あるいはその住民の勤労に比例する富とともに栄えてきたのです」(HU, II, 28-31)。

シートンの合邦推進論を受けて、ベルヘーヴェン (John Hamilton, 2nd Lord Belhaven, 1656-1708)が次のような反対演説をぶった。「私には、われらが古来の母なる『カレドニア』が、元老院の中央に座し、威張って周囲を見渡し、王衣を身につけて致命的な一撃を待つカエサル、『お前もか』を最期に呼吸を絶つカエサルのように見えるのです」。「私はこの榮譽ある議院に思い出させたい、われわれが、この君主国を打ち立て、諸法を作り、時代に応じてそれらを修繕し、変更し、そして改正してきた高貴なる先達たちの継承者であること、国の事情や状況の求めに応じつつ、いかなる外国勢力、いかなる外国君主からも助力や助言を受けずに、二千年の間、生命と財産を危険にさらしながら、われわれに自由な独立国を手ずから残してくれた先達たちの継承者であることを」。「すべては統御にかかっています。小国は〔国内の団結と〕調和を通じて大きく成長するものです」。「完全合邦とは、統治の実体的な点と形式的な点の双方について、ある変化が起こるわけですから、二個の金属が溶け合って一個の塊になるのと同じで、混合前の形状や実質を保つことはないと言えるはずだと、私は考えます。しかしながら、いまこの条約文書を見ますと…イングランドの国制、同一の議会両院、同一の土地税、同一の関税、同一の消費税、諸会社による同一の交易、

同一の国内法と司法裁判所は堅固に維持され、かつ、われわれの国制はすべて制限されるか、消滅を余儀なくされるのがわかるのです」(HU, II, 34, 36, 40, 43)。ベルヘーヴェンは完全合邦を対等の合同と見なすシートンら条約起草委員の樂觀を批判し、それは大国イングランドによる小国スコットランドの征服に他ならないと警告したのであった。彼の大演説は議場の動揺を誘い、他の諸議員から賛否両論が提起されたという。

二日後に第一条は議会を通過した。上のような激論はしばしば見られたものの、議会における条約案の審議は概して順調に進んで行く。1707年1月7日、合邦後のウェストミンスターにおけるスコットランド選出議員数を規定した第二十二条の通過を確認したデフォーは、翌々日、密かにハリーに宛てて「合邦の喜び」を報告した (Defoe 1955, 191)。そして1月16日、全条項の検討を終えた議場において、女王名代クイーンズベリが伝来の笏で条約案に触れる。この時点で事実上、合邦は成ったのである。

デフォーはその後も11月までスコットランドに留まり、エディンバラ道徳改革協会に加入して同地の人脈を強化するとともに、活発な商業投資を試みている (Bakscheider 1989, 234-35)。一時帰郷ののち、翌1708年2月のハリー下野を受けて「首相」ゴドルフィン の指揮下に入ったデフォーは、再び密命を帯び、スコットランドでその年の大半を過ごす。さらに1709年秋、彼は息子ベンジャミン (Benjamin Norton Defoe) を連れて北ブリテンを再訪するが、周囲のスコットランド人の目には、彼がいよいよ定住に向けた歩みを加速させているかのよう映ったことだろう。1706年12月24日付の評論誌『レビュー』において「合邦の歴史」の執筆意図を公言して以降 (Defoe [1706-07] 2005, 775)、彼が書き進めてきたものがようやく形になったのはこの時期であり、1709年10月、エディンバラ市議会はこの奇特定の定住希望者の労

作に対して報奨金を贈呈した。そして翌年3月、ベンジャミンがエディンバラ大学に入学を許可される頃には (Backscheider 1989, 264), 『合邦史』の刊本が購読者たちの手許に行き渡っていた。

このように、デフォーはあくまでもスコットランドのいっそうの発展のために合邦を支持する一商人として振舞い続けたのであり、『合邦史』はそうした信頼に足る人物の手になる誠実な歴史書として世に送り出された。デフォーはこの書をエディンバラにおいて刊行したが、それは、彼にとって第一の読者となるべきはスコットランドに暮らす人々であったことを意味する。この点は、基本的だがきわめて重要な事実である。

### III 『合邦史』の諸論説

では、簡単なながら『合邦史』の構成を紹介しよう。献辞、序文、四論説、1706年10月から翌年3月にかけてのスコットランド議会議事抄録の順で続き、これに公式資料集を含む二部構成の付録が添えられて、浩瀚な史書を形づくっている。

次に、四論説各々の性格を示し、本稿が特に着目する第二論説と他の三論説との差違を明らかにしておく。「ブリテン諸連合概史」と題された第一の論説は、1707年以前に見られたイングランド=スコットランド連合の試みの数々について解説したものである。例えば、イングランド王エドワード一世による連合の画策は「二王国合邦の最初の企て」(HU, I, 84)であったし、ヘンリ七世の娘マーガレットとスコットランド王ジェイムズ四世との婚姻は「それ以降のほとんどすべての企ての土台を築いた」ために「合邦の母」と呼ばれるべき出来事である(95)。エドワード六世とスコットランド女王メアリとの結婚は「フランス人とカトリック派」の妨害によって叶わなかったとはいえ、エリザベス女王の死はスコットランド王家にイングラ

ンドの王冠をもたらし、不完全ではあるが、「一種の合邦、つまり同君連合」を達成した(97-98)。

デフォーは続けて、同君連合が以下の二点についてスコットランド側に不快感を懐かせたことを指摘する。すなわち、宮廷の移動によって外国人の訪問者数が激減して国内消費が減り、かつイングランドに長期滞在せねばならない貴族層の国外消費が増え、加えて雇用を求める人口のイングランドへの流出が起きたために「スコットランドにおける交易の衰退」を招いた点と、スコットランド人はイングランドの政治的支配に服すかたちとなったにもかかわらず、交易上はなおも様々な制約を課され、「利益なき服従」を強いられた点である。こうした「偏頗な、単なる国王の合同」を改め、「より完全な合邦」を実現するために、さらなる交渉が試みられる(HU, I, 98-99)。

1604年の合邦交渉は両国がそれぞれ数十名の交渉委員を指名して行われたが、イングランド国教会に肩入れして「故国の繁栄に反対する」国王ジェイムズ一世の独断的行動が議会審議を混迷させてしまった(HU, I, 101)。こののち、「イングランドのいくつかの法令」すなわち1660年から63年にかけて制定された航海諸法によって、「その時点までの約五十六年間、イングランド人と同じく、全イングランド領植民地との通商の自由を享受していた」スコットランド人は、「外国人」として「フランス人やオランダ人同様に」植民地貿易から排除されたため(99, 101)、不満を高めたスコットランド側から合邦交渉が切り出され、国王チャールズ二世の支持を得て本格的な交渉が開始されたのが、1670年のことである。この交渉に際して両国は数名ずつ委員を出し、両国は合邦して一つの君主国となるべきこと、「君主国の名は『大ブリテン』とするべきこと」について合意が形成されたが(106)、合邦後の大ブリテン議会における両国代表議員比率に関する議論をスコット

ランド側が躊躇したために交渉が停滞し、それ以上の進展を見なかった。

結局、デフォーによれば、1707年以前に試みられた合邦の企てのほとんどが「教皇制、フランスの利害、国内の専制や宮廷の陰謀」によって妨げられてきており、「それらのみが合邦の敵であった」。「全王国をローマ教会と連合させる」つもりであったジェームズ二世が、王家に対する、そしてスコットランドの教会制度に対する「周知の二つの革命」によって倒れ、ウィリアム三世・メアリ二世の即位とスコットランド長老教会の確立が成ったのちに、続くアン女王の治世における一度目の「流産」（1702年の合邦交渉失敗）を乗り越えて、完全合邦はようやく実現される運びとなるのである（HU, I, 111）。

第二論説「合邦交渉を招来した両王国の諸事件について」は、第一の論説で展開された前史を受けて、ウィリアム三世とメアリ二世の治世、さらにアン女王の治世において生じた様々な事件を取り上げながら、合邦実現の条件が整うまでの過程を描いたものである。具体的には、「スコットランドのアフリカ会社ないしインド会社の設立とそれをめぐる二国間の様々な利害衝突」、「グレンコー事件」、「王位の継承と制限に関する諸困難」、「スコットランドの安全保障法」、「スコットランドの安全保障法に由来する危害を防止するための法律と題されたイングランドの法律」、「ウスター号の拿捕と船長グリーン他数名の処刑」という、六つの事件が取り上げられる（HU, I, 112-13）。この論説は、本稿が立てた『合邦史』におけるレトリックの使用という問題に対して最も重要な意義を有するが、それは、継起する史実の背後にそれらを結びつける論理を見出し、始点と終点を持つ物語としての歴史を編み上げるという姿勢が最も強く現れているのが、当論説であるからに他ならない。

残る二つの論説には、資料の解釈と事実の記録という性格が特に色濃く出ている。「合邦と

呼称されるにふさわしい最終交渉について」と題された第三論説は、すでに触れた1706年の合邦条約起草委員会における討議過程を克明に記し、これにデフォー自身の見解を添えたものである。第四論説は、デフォーが諜報員として実際に収集した情報に依拠しながら、合邦交渉に対するスコットランド社会の反発について記録したもので、題名は「スコットランドにおける交渉の進展について」となっている。上記の理由からこれらの論説の検討は他の研究に譲ることとし、本稿では第二論説をめぐる考察に集中したい。

#### IV ダリエン計画をめぐる

『合邦史』第二論説において第一に挙げられている事件は、いわゆるダリエン計画の頓挫である。周知のこの計画は、クラークによって「スコットランド出身だが幼少よりイングランドで育った、かなり優れた会計士であり企業家である」と批評されたパタスン（William Paterson, 1658-1719）の提案に基づくもので（Clerk 1895, 61）、スコットランドの対アフリカ・両インド貿易を一手に引き受ける会社を設立するとともに、東インド貿易を太平洋経由で実現するため、パナマのダリエン地域にスコットランドの植民地を建設するという、気宇壮大とも、夢想的とも呼びうる計画であった。

デフォーはこれを評して「陸上を経て南太平洋へ、そしてそこからインドへという彼らの貿易については、かなり自慢げに語られていたにもかかわらず、おのずから答えの出るものであったし、あまりにも実現可能性に乏しい奇行ゆえ返答するにも値しないような、別の、ダリエン河によって南太平洋とメキシコ湾との間に航路ないし交通路を設けるといった夢想と、ほとんど同等であるように思える」とする（HU, I, 115）。太平洋経由が企てられたのは、喜望峰を回ってインド洋経由で東インドへと至る商路を、当時はイングランド東インド会社が統制し

ていたことによる。この貿易独占に風穴を開けようと、パタスンを役員の一に迎えて 1695 年 6 月に設立された「アフリカ・両インド貿易のためのスコットランド会社 (Company of Scotland Trading to Africa and the Indies)」は、しかし激しい妨害を被ることになった。

パタスンはジャントー・ウィッグの有力者モンタギュ (Charles Montagu, 1661-1715) と協同してイングランド銀行を創設し、その翌年にはダリエン計画の立ち上げに合わせてスコットランド銀行の設立を後押しするなど、イングランドとスコットランドの両国に股にかける有能な実践家には違いなかったが、議会戦術を駆使する老練な東インド会社を抑えることは叶わなかった。

当初、スコットランド会社は国内のみならず国外からも広く資本提供を受けつける方針をとり、1695 年 11 月にまずロンドンで出資を募るが、東インド会社の圧力を受けたウェストミンスターが同社に対する法的制裁手続を進めたため、イングランド退去を余儀なくされる。また、同社の設立を承認するスコットランド議会制定法が自身の外征中に成立したことを快く思わない国王ウィリアム三世の対応も冷厳で、1697 年 4 月、パタスンによるハンブルクでの資本調達を試みは、国王の命を受けた同地の弁理公使リカウト (Paul Rycout, 1629-1700) のネガティブ・キャンペーンに阻まれた (Prebble 1968, 85-89)。

さらにリカウトは、諜報員を用いて密かに入手したダリエン計画の詳細を、イングランド交易植民委員会 (1696 年 5 月設置) で辣腕を揮うブラスウェイト (William Blathwayt, c. 1650-1717) に伝える (Prebble 1968, 93-94)。同じく委員のジョン・ロックが討議の場で計画を執拗に問題視したことも影響して<sup>6)</sup>、1697 年 8 月、委員会はずいに「アメリカにおけるスペインの利益を損なうだけでなく、鉦脈と財宝を夢見ながら特にカリブ海のイングランド植民地に暮ら

す人々を引き抜いてしまいかねない」ダリエンの植民地建設計画をイングランド人が援助することは認められない、と結論した (Armitage 1995, 109)。そして 1699 年、各イングランド領植民地に対し、スコットランド会社への一切の支援を禁じる国王布告が出されるのである。

以上の事情から、スコットランドは単独でこの困難な遠征計画を敢行せねばならなかった。内地での資金調達に限っては、エディンバラでの出資受付開始日 (1696 年 2 月 26 日) にフレッチャーが一千ポンドの提供を約したのをはじめとして実に順調に進み、受付の締切られた同年 8 月 1 日までに、四十万ポンドに上る資本がハイランドとヘブリディーズ諸島を除く各地域から会社に寄せられた。

1698 年初夏、フレッチャーは『スコットランド事情二論』を出版している。このうちの「第一論」において、彼は、スコットランドの土地税収を在ロンドンの国王の常備軍維持に供することはやめ、この資金を目下進行中のダリエン計画に投資するよう説いた。すでに述べたように、デフォーはフレッチャーら共和主義者が用いる言説への直接的対抗を要請されつつ筆を執ったのであるから、ここで最有力の共和主義者の著作を取り上げておくことは、デフォーの言説について考察する際に欠かせない前提と言えよう。

フレッチャーは言う。前年に九年戦争は終結し、もはや常備軍は不要のはずだが、それはなおも維持されようとしている。「この国で平時における常備軍の維持が企てられている真の理由」は何であろうか。それは、「世界で最も富裕な二国」すなわちイングランドとオランダの防衛のためではないのか (Fletcher 1698, 25-26)。平時の常備軍を維持するため、スコットランドは年八万四千ポンドの、イングランドは年三十五万ポンドの税を課されることになるが、後者の有する国富が前者の三十倍に達することを考慮に入れば、これは比率からして明

らかに公平性を欠き、前者の負担額は過大である。この巨資が仮に産業に投下されるならば、いかほどの利益を回収できることであろうか。「毎年、農業、手工業、交易に費やされる八万四千ポンドは、スコットランドで数多の事柄をなすであろう。それらの軍を構成することになっている士官や兵士のすべてを（別の暮らし方にはなるが）養うだけでなく、この国をはるかに豊かにするだろう」（27）。

手工業、農業、交易に雇用される人々は兵士たちと同様に消費し、おまけに彼らの勤労（labour and industry）は国に富の余剰をもたらすが、逆に兵士たちは支払える量の倍を消費し、怠惰に暮らす。（28）

産業投資が勤労を通じて国富を増し、さらに多くの人員を雇用していく一方で、常備軍は怠惰と過剰消費しかもたらさない。スコットランドでは、かねてより「その才能を交易や農業において生かし、国に改良を、その世襲財産に増大をもたらすべきであった」ところの貴族やジェントリの子弟たちが「怠惰で、ほとんど犯罪的で、ほぼつねに無益な種類の生活」に、つまり墮落した傭兵の生活に耽ってきたが、そうした状況から脱却せねばならないのが現在のスコットランドなのである。したがって「平時における何らかの常備軍維持は不要だけでなく、この国の福利厚生にとって破壊的でもある」と、フレッチャーは断言する（28）。

かつてスコットランドには六万から十万の屈強な民兵がいたが、やがてヨーロッパの様相は変化し、民兵制の衰退と傭兵制の成長が趨勢となった。各国は傭兵を雇い入れる「金の力」で名声を保たざるをえなくなり、「大規模な交易」なしには、その力を保てなくなった。「この大変化に際して、われわれの状況はとりわけひどく、とりわけ不幸であった。幾分かはわれわれ自身の過ちによるが、また幾分かは他国〔イン

グランド〕に国王が移動したことによる」。以来、スコットランドは「ヨーロッパの中で唯一、通商に身を入れていない地方」として、周辺国に見下されている。こうした状況から立ち直り、「この国に名誉と安寧を取り戻す」には（Fletcher 1698, 10-11）、いま、何を試みればよいか。

誰の考案というでもない、ただこの国民の気風の不意不測の変化を通じて、彼ら全員の思いや好みは、まるで高次の力によって団結させられ、導かれたかのごとく、交易に向かわせられたように思われるし、その促進のために、互いの気脈が通じ合ったようにも思われる。そして交易こそが、われわれを現在の惨めでさもしい状態から解放してくれる、唯一の手段なのではなからうか。（12）

良港を有し、資源の豊富な海や湖に恵まれながら、それらから利益を引き出せずにいたスコットランド。貧民の雇用に全く注意を払わず、交易や手工業において雇用のない大勢の一家を「帰国の意志を持たせぬまま」毎年国外に流出させてきたスコットランド（Fletcher 1698, 12）。だが、あたかも「高次の力」に導かれたかのように、突如として内的革新を経験したこの国の人々は、交易を促進し発展させるべく、ついに「希望のすべて」を賭してダリエン計画に乗り出したのであった（10）。

無論、この国民的事業には大きなリスクが伴う。荒波で船が失われるかもしれず、長期の航海や気候差から病人が出るかもしれず、計画を導くべき指導者たちが命を落とすかもしれず、新鮮な食糧に事欠くかもしれず、海上や陸上から攻撃を受けるかもしれず、その他、開拓者にはつきもののあらゆる災いが降りかかるかもしれない。フレッチャーは特に「食糧や最低限の必需品のわずか数日間の不足が、しばしば最も偉大な事業を台無しにしてきたし、この種の事業の大部分がそうだった」として、必需品の絶



え間ない供給の必要性を訴える (Fletcher 1698, 9). それを可能とするためにはいっそう十分な資金が必要であろうし、ゆえにこそ、彼は土地税収を計画の支援に振り向けるよう、強く主張したのであった。

イングランドとオランダの交易を保護する軍事力の維持を目的として王国に土地税を課すのではなく、われわれはそれを、われわれ自身の交易の進展のために徴収すべきである。そして (国民はこのインド貿易に実に広範な関心を寄せているので、神が許さぬその崩壊は、まず間違いなく、それとともに王国の全交易の崩壊を引き起こし、今後何か大きな事柄を試みようという思いを、絶えず挫いてしまうことになるだろうから) その支援のために十二か月分の土地税が賦課されるべきである。その資金が会社の交易を通じて生んだものは何であれ、国の抱える公共の苦しみを和らげていくだろうし、いつ何時でも、純利益から配当を得られるであろう。会社は、期待していた、つまり外国人から得られたかもしれない資金供給を不当にも妨げられたのだから、会社が議会に救済を依頼するのは全く理に適っており、議会在が救済決議を適当と見なせば、会社は直ちに、土地税信用に基づく資金貸付を獲得できるだろう。(17-18)

しかしながら、議会は決してこのような救済決議を行わなかったのである。

1698年7月、最初の遠征隊がダリエンに向けて出立した。その中には、前年9月に友人による資金横領の責任を問われて役員地位を失い、個人の身分で参加したパタスの姿もあった。およそ千二百名の遠征隊は、同年11月、新カレドニアの建設予定地に到着する。だが、熱病やスペイン軍に襲われて隊員は次々に倒れ、同行していたパタスの妻子も死の床につく。遠征隊は結局、植民地建設を中断し、故国

に引揚げざるをえなかった。先行隊の悲劇の報が本国に伝わる前の翌年6月、第二次遠征隊が船出するが、再びスペインの攻撃を受け、1700年4月に植民地を完全放棄して帰国の途につく。この間、船隊の大半が失われた。こうして遠征は挫折し、多額の投資金を一挙に喪失したスコットランドでは、イングランドとその東インド会社に対する怨嗟の声が高まったのだった。

デフォーはパタスの友人であったから、ダリエン計画をめぐる事情を知ることには困難はなかったはずである。1703年、政権批判によって窮地に陥ったデフォーが「ある紳士」すなわち当時の下院議長ハーリの人格を賞賛する内容の書簡を寄越したとき、この書簡を旧知のハーリに回送してデフォーが政権の諜報員となる一契機をこしらえたのは、このパタスであった (Defoe 1955, 4-7)。ただし、一部前述したようにデフォーの計画評は決して好意的なものではない。彼の第二論説は次のように主張している。

「イングランドの東インド貿易が、貿易を絶対主義的に管理して大いに圧政を布き、その他の商人を苦しめた、排他的な一会社による偏狭な諸規制を長らく被ってきた」事実スコットランド会社が目をつけ、その排他的会社、すなわち東インド会社の「束縛を脱して東インド貿易に参画しようという提案に、イングランド商人たちが飛びつくであろう」と見込んだ点は、もっともであった (HU, I, 113-14)。しかし、スコットランド会社の役員たちはその後の見通しに甘過ぎた。大計画を掲げて他国商人の助力を期待したのはよいが、「彼らがもし、このことがイングランド政府の反発を招くこともなく、公共の懸念を引き起こすこともないと予想していたのだとすれば、あまりにも近視眼的だったか、他者が眼前の事情に関して非常に無知だと、信じ込んでいたに違いない」(114)。東インド会社は早速議会在に働きかけてイングランドからの出資を妨げ、利権の侵害を恐れるス

ペインに配慮した国王も、前記の布告を通じてイングランド植民地からの計画支援を禁じた。もっとも「役員たちが正しい行動をとってさえいれば、そうした布告は何ら損害をもたらさなかったはずだ」とデフォーは注記する (115)。では、その「正しい行動」とは何か。

ダリエンに拠点を構えたスコットランド会社が資金か信用状のいずれかを携えていれば、通交を禁ずるイングランド側の布告にもかかわらず、決して食糧に困窮することはなかったし、その他の災害に出くわすこともなかったのである。(116)

イングランド領ジャマイカやオランダ領キュラソーなど、スコットランド会社が十分な購入手段を有していたなら、国王布告にもかかわらず商取引に応じるはずの地域も存在した。実際、食糧を積んだ帆船が数隻、彼らのもとを訪れたが、現金も手形も持たないのを知って立ち去ったというのではないか。困窮の要因は「かの地の取引業者を刺激するに十分なもの」を備えていないことにあった。仮に禁止措置がとられていなくとも、資金不足の人々に食糧を供給してくれるほど気前のよい農園主や商人を周辺植民地に見出すことができたとは考えにくい (HU, I, 116)。

つまり、ダリエン計画には、企図についても、その遂行方法についても、大きな難点があった。独占企業体たる東インド会社が自らの貿易に対する侵害を過剰に騒ぎ立てるのは確かに問題だが、スコットランド会社が自らの無計画を棚に上げ、失敗はイングランドの妨害に専ら起因すると不平を唱えるのも当たらない。いずれの立場も「物事の根拠や理由の探究」を欠いているのである (HU, I, 116)。前者はその「圧政」が何を招いたかを、顧みるべきであろう。後者は、資金不足による食糧難が計画の失敗を決定づけた「根拠や理由」となったことを、認めるべき

である。

こうした議論は、資金や信用の不足による計画の破綻を最も警戒したフレッチャーの言葉をまさに彷彿とさせる。デフォーがフレッチャーの「第一論」を読んだという直接の証拠は見当たらないが、彼の蔵書録中に見出されるフレッチャーの議会演説集は、その傍証となるであろう<sup>7)</sup>。

## V グレンコー事件と王位継承問題

1692年2月13日未明、ハイランドのグレンコー谷を根拠地とするマクドナルド (MacDonald) 氏族の数十名が、スコットランドの法務長官と国務長官を兼ねるダルリンプル (のちのステア) の命を受けた軍の部隊に殺害された。これが、第二に挙げられている「グレンコー事件」である。

名誉革命直後のハイランドでは氏族の半数以上がジャコバイトであったとされるが (Hoppit 2000, 249)、こうした状況を警戒するイングランド政権は、1692年1月1日を期限として、ウィリアム三世およびメアリ二世に対する忠誠の誓いをハイランド諸氏族に要求した。だが、手違いからマクドナルド氏族の長による宣誓が遅延し、そのことが宣誓拒否の嫌疑を招く。そしてウィリアムの裁可を得たダルリンプルがマクドナルド氏族懲罰令を発し、軍による凶行を招いたのである。この惨劇は、スコットランド事情に関する国王の無知とわずかな手違いによる誤解とが、過剰な警戒心を惹起したために引き起こされたものと見てよい。

デフォーは、いまは亡き国王ウィリアムの弁護に努めている。スコットランド軍総司令官リヴィングストン (Thomas Livingston, c. 1651-1711) に下された懲罰令は正当な見地からのもので、虐殺について「国王自身は完全に潔白であると思われ」、「国王や、国王に雇われた者たち、それに国王の下で指示を出した人々に対する非難は、党派的に用いられた」という (HU, I,

120-21). 現代の歴史家によれば、事件後、国王個人に対する非難は實際上ほとんど見られず、事件は専らダルリンプルを政権から追い落とす口実に利用された (Riley 1978, 206). なお、事件後に法務長官を辞職したダルリンプルの後任が、ステュアート (James Steuart of Goodtrees, 1635-1713)、つまり同名の経済学者の祖父である。のちに条約起草委員の一人としてロンドンを訪れるダルリンプルにデフォーが面会したことには、すでに触れた。

第三の「王位の継承と制限に関する諸困難」は、1701年6月にイングランド議会法として成立した王位継承法、正式には「王権のさらなる制限と臣民の権利および自由のよりよい保障のための法律」をめぐる対立を指し、第四に挙げられた「スコットランドの安全保障法」と密接に関わっている。

王位継承法はアン女王の後継者をハノーヴァー選帝侯妃とその血統者に定めていたが、この法がエディンバラへの諮問なしに制定されたため、スコットランド側を憤らせた。エディンバラの議会はこれに反発し、1703年8月、王国の名誉と主権、議会の権限、国民の自由と交易等がイングランドを筆頭とする外国勢力によって保障されない場合、女王の没後、「スコットランド王家の系統で、真のプロテスタント信仰を抱く」国王をイングランドとは独立に選出することを定めた安全保障法案を通過させた (Browning 1953, 678)。この法案では、「通商の自由、航海の自由、植民地建設の自由」が強く要求されており、イングランドの航海法に対する積年の憤りはもちろん、直近のダリエン計画の恨みも露骨に表明されていたが、翌年の法律文からはこうした文言が消える (Trevelyan 1936, 236)。

さらに、同議会は「戦争と平和に関する法」と「ワイン法」を制定して、反イングランド姿勢と自律への志向を明確にする。前者は、女王没後における戦争の遂行、条約ならびに同盟の

締結については、スコットランド議会の同意を必要とする旨を定めたもの、後者はイングランドのフランス産ワイン輸入禁止令に対抗し、その輸入を認めるものであった。

この時期の両国では、イングランド国王すなわちスコットランド国王であると強弁するイングランド優位論者に「スコットランドの太古性、自由、独立」を掲げる論者が切り返し、両陣営間で「ペンとインクの戦争」が繰り返された。デフォーは言う (HU, I, 124)。実際、スコットランドの歴史家アンダースン (James Anderson, 1662-1728) は、ロバート・フィルマーやブレディ (Robert Brady, c. 1627-1700) を古来の国制論に基づいて論駁したことで知られるイングランドの法律家アトウッド (William Atwood, d. 1712) の打ち出したスコットランド王権劣位論に応酬し、ホッジズ (James Hodges) なる人物とともに、1705年、スコットランド議会から多額の報奨金を贈られている。このような史実に関し、「イングランド国王が [1533年の] 上告禁止法によって要求する主権ないし帝権は、三王国時代 [1533年から1707年まで] のイングランド史への鍵であり、『長い18世紀』を通じていまや1832年にまで拡張されているところの、初期近代史のさらに長大な期間への鍵でもある」ことを指摘しているのは、かのポコックである (Pocock 1995, 322)。

## VI ウスター号事件が語るもの

第五の事件を取り上げる前に、デフォーが最後に挙げている「ウスター号の拿捕と船長グリーン他数名の処刑」という出来事について、見ておきたい。

1704年7月、イングランド商人グリーン (Thomas Green, c. 1678-1705) を船長とするウスター号が、カルカッタからロンドンへの帰途フォース湾に停泊したところ、突如、スコットランド会社役員の指示によって拿捕された。フランスの私掠船を警戒したグリーンはドー

ヴァー海峡を避けて迂回路をとったのだが、それが裏目に出た。これより半年前、東インド会社の特権侵害を理由にスコットランド会社所属のアナンデル号がダウズ錨地で拿捕される事件が起きており、ウスター号を東インド会社船と見た役員はその報復措置に出たのだった。だが皮肉なことに、ウスター号は「まさしくダリエン会社と同じく東洋の暴君[東インド会社]に敵意を燃やす、もぐりの貿易船、『独立資本船』」だったのである (Trevelyan 1936, 250)。

デフォーが東インド会社の貿易独占に苦言を呈したことはすでに述べたが、彼は同時に次のようにも語っていた。

東インド会社の資本を公開のものとし、実に巨大で、実に利益の大きい貿易を増進するための数多の試みがなされたが、会社はそういう試みをすべて阻害し、侵害者を誰も寄せつけなかった。もっともそれは、政府に対する二百万ポンドという莫大な貸付金によって、ついに新東インド会社が特許状を獲得し、[旧東インド] 会社に対抗して設立されるまでのことであったが、激しく取っ組み合いながら競い合った両社が、いったいどれほど、全国民を困惑させたことか。(HU, I, 113-14)

デフォーの言うように、ダリエン計画を阻止した際に劣らぬ「活発なロビー活動や贈賄行為」を展開した旧東インド会社であったが、「財政的に逼迫した政府に八分利子で二百万ポンドの貸付を申し出た」新東インド会社側に先手をとられ、1698年9月、東インド会社は新旧二つに分裂する (Hoppit 2000, 275)。

この間の事情とその後の展開については、スマイスが『国富論』の最長段落中で詳説しているが、それによれば、旧東インド会社は政府に四分利子で七十万ポンドの貸付を申し出たものの拒否され、新会社の設立を許したとはいえ、1701年まで独自に貿易を継続する権利を保持

していたし、また、巧妙にも新会社の資本金に「会計係の名義」で密かに三十一万五千ポンドを出資するという手も打っていた。旧会社の姿勢がこのように敵対的であった以上、「1702年に女王を第三の当事者とする三者協約を結び、二つの会社がある程度連合」するまでの数年間に、「両社を破滅寸前にしたと言われる」ほどの熾烈な競争、あるいはつぶし合いが生じたのである (Smith 1789, III, 133 / 訳(III)93)。

ここで強調しておくべきは、交易植民委員会主導の海賊討伐が大々的に繰り広げられたのも、この同じ数年間だったということである。1700年6月に「われわれが海賊との戦争状態にあることは間違いない」と述べたのは、当時のヴァージニア植民地総督であった (Steele 1968, 57)。この時期のインド洋では海賊が植民地商人に東インド産品を横流しし、東方の特権貿易に揺さぶりをかけていた。海賊の脅威は、敵愾心を高める新旧東インド会社が互いを海賊行為加担の廉で難じ、そろって信用を落としたことから、ますます深刻化する。これを受けて交易委員会はマダガスカル沖合の海賊基地攻略を計画し、1699年、このインド洋遠征計画は実行に移される。だが巡航した艦隊は抑止力として機能したものの、海賊の巢窟と化していた小島の攻略は果たされず、さしたる成果は上らなかった。その翌年に「海賊対策法」が成立し、植民地で捕縛した海賊をイングランド本国の法廷で厳格に裁くことが可能となるにいたって、対海賊戦争は終息に向かうが、1701年初めの恩赦で監獄から解放された彼らの一部は、再び海賊行為に手を染めていく。

ウスター号は海賊船ではなかった。しかしデフォーによれば、船の拿捕によってスコットランド逗留を余儀なくされ、船長への不満を強めた「乗組員のうちの数名が、酒に酔ってかどわかにはわからないが、自分たちが海賊行為を働いたことを暗示する何らかの言葉を漏らして、特に、その場で流血があったことをほのめかす実

に怪しげな話をつい口に出した」(HU, I, 127) ために、行方不明のスコットランド会社船スピーディ・リターン号がインド洋でウスター号に襲われ、船長以下皆殺しに遭ったという噂が何処からか持ち上がる。同号は、ほとんどの派遣船を不幸にも沈ませたダリエン計画から辛くも帰還した「わずか三隻」中の一隻であったから(Whatley 2006, 166)、スコットランド人の反イングランド感情はさらに刺激された。噂はそのまま容疑に変じ、グリーンら乗組員は逮捕され、スコットランドの法廷で有罪を宣告される。これは全くの濡れ衣であった。スピーディ・リターン号が襲撃を受けたのは事実だが、それはマダガスカルの子業だったことが、イングランドに生還した同号の元乗組員の口より語られていたからである。

しかし、エディンバラのスコットランド枢密院は女王からこの真実を知らされながらも、グリーンらの有罪を妄信して彼らを許すなど唱和する世論に屈し、1705年4月11日、グリーン他二名の処刑を断行した。「暴力的な方法」に取りつかれつつあったエディンバラの民衆は、枢密顧問官や治安判事たちに「デ・ヴィット」(Johan de Witt, 1625-72)と同様の末路をたどらせかねなかったと、デフォーは言う(HU, I, 129)。「少数の最も優れた心の持ち主を除けば、上から下まで、情念に判断を曇らされていた」(Trevelyan 1936, 251)。この出来事は、当時のスコットランド国民が懐いていた反イングランド感情の強さを、如実に示すものと言えよう。

事件の経過をたどる中で、デフォーは「群衆が枢密院を動かしたと言うつもりはない」としながらも、「正義を求めて絶叫する」群衆ないし民衆が「治安判事らや枢密院さえも、公然と脅迫した」のは確かであるとして、処刑当日に起きた次の一件を挙げている。

枢密院の評議が終わってすぐ、大法官は退出して、馬車で街路を下っていた。交差点に差

し掛かったとき、誰かが大声で「治安判事たちはごまかしただけだ。枢密院は罪人の処刑を延期した」と唱え、それは野火のように、あっという間に人々の間に広まった。激怒した彼らはすぐさま後を追って街路を駆け下り、ちょうどトローン教会(Trone-Church)のところで馬車を止めて、ガラスを割り、従者に暴行して、大法官を馬車の外に引きずり出したが、大法官の身の危険を案じた友人数名が彼を人家に連れ込んだので、彼自身は傷つけられずに済んだ。閣下[大法官]が、あの者たちは処刑されることに決まると彼らに断言しても、無駄であった。そのときの彼らは聞く耳を持たず、街全体がどよめいて、市の民衆だけでなく、近隣のあらゆる地方の民衆までもが一緒になってやって来ており、彼らを鎮めることができるのは、ただ、囚人の血だけであった。処刑がその後直ちに行われていなかったら、どのような災いが生じたか、わからない。(HU, I, 129-30)

スコットランド大法官シーフィールドは、このとき「グリーンの有罪に重大な疑問を感じていた」が、そのような感性は例外でしかなかった(Trevelyan 1936, 253)。デフォーによれば、グリーンらの処刑は「あらゆる事柄が重なり合い、一人の人間のみならず一個の国民さえもが、別のときならたとえ同じ証拠があっても信じないはずの一つの信念に取りつかれてしまうような危機、ないしは事態の転機」に直面したスコットランド人の特殊な心理状態の帰結であった。彼はフレッチャーの「不意不測の変化」「高次の力」を想起させる言語を用いて、さらに次のように述べる。

その際、人はある種の超自然的作用によって動かされているように思われ、あたかも見えざるものに導かれるかのように、摂理によってなすべきことを教えられた何らかの特定の

事柄を遂行するが、それは彼自身のために、彼の計り知れない叡智によってのみ知られる。(HU, I, 128)

つまりスコットランド人は、いわば黙示録的な救済の物語の中にいるのであって、そこでは罪なき人の犠牲もまた、特定の役目を果たすのである。だが、このような言説から、預言書を脇に抱えた伝道者としての素顔を直ちに読み取るのは性急に過ぎる。デフォーの用いる終末論的語彙は、必ずしも彼自身がそうした世界観の虜であったことを意味するものではない。著者の作業すなわち叙述とは、そもそも、各時代における読者層の一般通念（そこにおける語彙の連関）に訴えかけることを前提としているからである。

エディンバラで刊行された『合邦史』の読者となるのは、まずもってスコットランド人である。デフォーはフレッチャーにおいて典型的に現れている共和主義的、カントリ的な思想と語彙に十分配慮しながら、それを摂理のレトリックと結び合わせることによって、「名誉と安寧」の回復を求めるスコットランドの人々の自律心と自負心を満たすような「歴史の糸」を紡ぎ出し (HU, I, 126)、救済の物語を編み上げたのである。

## VII 外国人法の撤廃と「見えざる手」

1704年8月、女王が安全保障法に裁可を下したことから、イングランドの反スコットランド感情もまた大いに高まりを見せることになった。この頃の両国の状況を、デフォーは次のように記述している。

この時期、双方の党派によって高められた両国民の怒りはまさしく最高潮に達し、すべてが苛立ちと憤慨に向かい、落ち着いた人はいずれの側にも見られないかのようで、両王国全体の善に少しでも関心を払う人々は、ただ

戦争が不可避であるということのみを予想していた。そして実際、このような事態があとほんの少しでも長く続いていたら戦争を避けることは叶わなかっただろうし、ブレニムの戦いを前にしたその年、フランスとの戦いのきわめて激烈で重大な局面を迎えていたヨーロッパにとっては最悪の時期に、戦争となってしまったことだろう。(HU, I, 135)

ブレニムの戦いとは、1704年8月13日にバヴァリアを舞台に行われた、スペイン継承戦争上の一大会戦を指す。この戦場でフランス側はイングランド側の三倍以上の兵員を失う大敗を喫し、このことが戦争の大局に深甚な影響を及ぼした。ブレニムの勝利はイングランドにとってもスコットランドにとっても少なからぬ意味を持ったが、それによって直ちに両国間の緊張が緩和されるわけではない。安全保障法は成立した。そしてこれ以降、スコットランドは全国を挙げて民兵を徴募し、南西部のエアーシアだけでも「七千」の民兵軍が組織されていく (Trevelyan 1936, 247)。デフォーの言うように、この時期、大ブリテン島内乱の危機は最高度に高まっていた。

1705年3月、ウェストミンスターは「安全保障法に由来する危害を防止するための法律」とデフォーが呼ぶところの、外国人法を成立させた。同年12月24日までにスコットランドが安全保障法を撤回しなければ、イングランドはクリスマスの日をもってスコットランド人を（一部を除き）外国人と見なし、かつ、亜麻布や石炭、牛といったスコットランド主要産品の輸入停止を行う旨を定めたのが、この「私に言わせれば最も愚かで、不当とすら言える法律」である (HU, I, 135)。すでに見たように、翌月にはスコットランドの群衆に取り囲まれたグリーンが公開処刑された。こうした状況が続くなら、デフォー曰く「全世界といえども、両国民の間の戦争を防ぐことはできなかったはず」

だった(137)。

デフォーは、ここにおいて「神の摂理」すなわち「見えざる手(an Invisible Hand)」の力が働いたと言う。「これらの混乱がまさしく両国民に分別をもたらすものとなり、つまりは彼らにより落ち着いた気質をもたらすものとなった。生まれ故郷の真っ只中で血みどろの戦争が起こり、没落と荒廢の相当部分を必然的に分かち合うことになるという結末が、双方の最も思慮ある人々の両目を開かせた」というのである(HU, I, 137)。

デフォーは続ける。1705年初夏の下院総選挙の結果は「イングランド政権を完全に變化させ」(HU, I, 138)、スコットランドとの合邦に強硬に反対していた高教会派トーリの多くが落選した。そして新議会の場において、スコットランド国民は「自由の国民であり、彼らが望ましいと考えるならば、いかなる国とも自由に貿易を行うべきである」点が力説され、「このような主張は、かつて権力を掌握していた者たちの専制主義からいま完全に回復した行政の支持を受けて、すぐさま議会を外国人法の撤廃に向かわせ」た。こうして「いまやスコットランドは公平な処遇を期待できたし、自由と名誉の伴う交渉の場をも手にした」のである(141)。

1705年11月、イングランド議会はスコットランドが合邦条約起草委員の任命に同意したことを受けて、外国人法の撤廃を決めた。そして翌年4月、合邦条約起草委員会が招集される。既述のように、デフォーは高教会派トーリの論敵としてスコットランド人の間で名声を博していたが、スコットランド長老教会を目の敵にしていた高教会派に悪のすべてを背負い込ませ、最後に舞台から降ろして救済の物語を完結させるかのごときこの叙述は、スコットランドの「自由」や「名誉」の強調と合わせて、かの国の読者によって好印象とともに記憶されたに違いない。

合邦条約案は、1707年1月にエディンバラ

の議会を通過したのち、同年3月、瞬く間にウェストミンスターでも承認された。条約は5月1日に発効し、これによってスコットランド議会は解体して、ウェストミンスターに六十一(下院四十五、上院十六)のスコットランド代表議席が新たに設けられた。また、植民地を含む「大ブリテン」領内の貿易自由化、通貨・度量衡・税制等の財政制度と公法の統一がなされ、さらに、合邦以前に契約されたイングランド国債の償還を、以後は間接税引き上げのかたちでスコットランドも負担することの代償金や、グリエン計画の損害補償金として、約四十万ポンドがスコットランド側に支払われた。この代償額の計算には、パタスンとクラークが携わっている。

なお、スコットランド長老教会制度と大学制度は、ほぼそのままの体裁で保持される。

## VIII 結び

アダム・スミスは、のちに『道徳感情論』の中で「ヨーロッパのいっそう多くの主権国家の自由と独立について、国王ウィリアム三世は真の熱意を抱いていたように思われるが、それはおそらく、当時それらの自由と独立を専ら脅かしていた国家、つまりフランスに対する、彼の特段の反感によって、大いに強められたことだろう。同じ精神の少なからぬ部分が、アン女王の最初の政権に伝えられたように思われる」と述べているが(Smith 1790, II, 101 / 訳(下) 136)、ウィリアムの対フランス路線を引き継ぎ、目下スペイン継承戦争を遂行しつつあった合邦前夜のイングランド政権にとって、北方ブリテン情勢の安定化こそ急務であった。そして、デフォーはその「アン女王の最初の政権」の諜報員を務めたのである。

この政権はトーリを直接の支持母体としてはいたが、スペイン継承戦争という膨大な戦費を要する大陸戦争をたたかうため、1690年代にジャントー(コート)・ウィッグが始めた財政

金融革命を継承せねばならなかったし、同時にカントリの反対を抑えて予算編成を迅速に行うため、公信用の膨張を警戒しながら社会経済的变化の舵取りに努める必要があった。コートの精神を相互依存＝信用と革新、カントリの精神を古来国制＝徳と自律として把握するならば、当時の文脈においては、そこにリベラルと功利を原則とするウィッグと、主従関係と権威を原則とするトーリという別の対立軸がクロス・オーバーして、社会思想は複雑な展開を示すことになる。そこにおいて、土地と交易ないし商業とは対立関係によって捉えられはしなかったが、信用体系への全面的依存は巧妙に回避されていた。

もっとも、変化の過程は不可逆と認識されていた。ゴドルフィンやハーリは、特定の党派の利害への固執による変化の停止、あるいは変化以前に存したとされる理想状況への回帰ではなく、当初から穏健路線を志向することによって、その舵取りを試みたのである。つまり、過渡的状况の中でコート的なものとカントリ的なものを折り合わせることに、政権の最大の課題を見出していたと言えよう。変化自体は不可逆であっても、変化の幅と速度は操舵手の技量に少なからず依存しているだろうから、ブリテン内における党派横断的な支持を獲得するという至上命題の下、説得の術を駆使した実践が求められた。

諜報員としてこの実践の役割を直接に引き受けたのが、デフォーであった。北方ブリテン出身の新ハリントン主義者フレッチャーの愛国的・共和主義的言説の上に現れるような、いわば最大のカントリとしてのスコットランドとの合邦は、このような路線において初めて実現をみたのである。よって、デフォーの『大ブリテン合邦史』は、最大のカントリとの直接の交渉の中から生まれ出た説得の書物としての性格を、史書としてのそれ以上に色濃く有していると言えるだろう。古来の国スコットランドに暮

らす人々の自律心を巧妙にくすぐるレトリックを交えながら、スコットランド救済の歴史物語として編まれたものこそが、この『合邦史』だったのである。

林 直樹：京都大学経済学研究科

## 注

- 1) 筆者が目を通したものだけでも、伝記研究（史実の記述のみならず、著作の直接的考察も行われる）は多数存在する。端緒の Chalmers (1790) は三巻本の詳細な Wilson ([1830] 1973) に引き継がれた。Sutherland (1938), Moore (1958), Backscheider (1989), Novak (2001), Richetti (2005), Furbank and Owens (2006) といった現代の標準の伝記類は各々緻密かつ示唆に富んでおり、その他、対象が生涯の初期に限られてはいるが、Bastian (1981) も背景知識を深める上で貴重である。また、伝記ではないがデフォーのスコットランド関係の著述を抜粋してまとめた McKim (2006) も資料集として役立つ。
- 2) 初版に続き、1712年にロンドン版、しばらく時を経て1786年にチャーマーズ著のデフォー小伝を付したロンドン版が出たが (Wilson [1830] 1973, III, 48-49)、スミスは初版を所蔵していた。彼の所蔵本はその後、1920年にロンドンに滞在していた新渡戸稲造の手を介して日本に渡り、東京大学経済学部のアダム・スミス文庫に収められた。スミスの蔵書については Mizuta (2000) を参照。
- 3) 例えば1704年9月、何も知らされていなかった南部担当国務大臣ヘッジス (Charles Hedges, 1650-1714) は、ハーリに対し、デフォーの逮捕を打診している。Downie (1979, 68) を参照。
- 4) Novak (2001, 309) を参照。なお、『コンソリデーター』は、直接的には高教会派トーリとその影響を被っていた当時の下院を諷刺の対象としているが、そのみならず、慣習の地平からあまりにも遊離していると見なした哲学者たちも槍玉に挙げた。次の一節はそれがとくに明白である。

月で獲得できるという並外れた知識について聞いた私が、月世界に昇りたいという非常に



強い欲求を持ったことを、誰も不思議には思わないだろう。なぜなら、知識と真実を探し求めて、私以上に賢い者たちは不当な飛行を試み、月よりもずっと高い所に赴いて、他の人々の理解を得られないどころか自身も正しく理解しえないような、暗黒の諸事象の未知なる深淵に陥ってきたからである。マルブランシュ、ロック氏、ホップズ、ボイル殿や、ノリス、アスギル、カワード、および『桶物語』の各位その他の、きわめて多くの者たちを見よ。(Defoe [1705] 2003, 41)

周知のように『桶物語』(1704年)はスウィフトの著書だが、彼が後年の『ガリヴァー旅行記』において展開するラピュータ島の諷刺の原型を思わせるこのデフォアの諷刺が、ジョン・ロックに対しても用いられている点に、ここで留意してほしい。

従来、デフォアの思想はロックの「直系」に属するものと評されがちであったが(天川 1966, 149-50 など)、「20世紀のロックではなく17世紀のロック」の掘り起しが進むにつれて、これまでの近代的ロック像に依拠したデフォア像もまた修正を迫られつつある(Schonhorn 1991, 3)。ロック流の社会契約説を一方の極と見、これを高教会派の唱える王権神授説という他方の極とともに完全なフィクションとして斥けつつ、自身の終末史観に適う範囲で自然的進歩史観を採用した、穏健なオールド・ピューリタンとしてデフォアを捉え直そうとする近年の研究動向には、したがって、一定度の妥当性があるだろう。その政治哲学を体系化した『神の掟によって』を含む彼の全著作を通じて、ロックの思想的特徴とされる「自然状態における各人の正義執行権力」、「労働価値説」、「市民社会形成に際しての貨幣発明の役割」の三点への言及が見られなればかりか、同時代における彼は、論敵に対する「共和主義者、国王弑逆者、狂信者」のレッテル貼りを戦術的に展開していた「フィルマーの政綱と高教会主義」のプロパガンダ作者、レズリ(Charles Leslie, 1650-1722)の手で、専ら強引にロックと結びつけられていたという指摘も(Clark 2007, 52, 55)、大いに示唆に富む。

- 5) イングランドではエールが強弱に大別され、高低二種の消費税率が定められていた。合邦後、スコットランド産エールに高税率が適用されるのを防ぐため、デフォアは第三の中間税率を提案した。Furbank and Owens (2006, 68)を参照。
- 6) 交易委員会の場でプラスウェイトとロックは激しい対抗関係にあったが、ダリエン計画のような重要問題への対処に当たっては、両者の意見に食い違いは見られなかった。特にロックは計画を相当に敵視していたようである。Steele (1968, 23-25, 37-38)を参照。

なお、リカウトはかつてのスマイルナ領事で、レヴァント会社の一員であったダドリ・ノースから「トルコ人の信仰と習俗についてのサー・ポール・リカウトの書物は実に皮相的で、多くの場合間違っていた」と酷評された。North (1744, 133)を参照。

- 7) Heidenreich (1970, 64) に Fletcher (1703) の名が見える。ただし、デフォアの死後、彼の蔵書はケンブリッジ大学のフェローであったフェアウェル(c. 1688-1730)の蔵書と完全に混合されて競売にかけられたため、当時のカタログに記載された千七百点超の書籍について、その所蔵主を厳密に判定することは不可能だが、デフォアの蔵書が相対的に大きな割合を占めるとの想定に無理はない。詳しくは Heidenreich (1970, xxxiv) を参照。

## 参考文献

- Armitage, D. 1995. *The Scottish Vision of Empire: Intellectual Origins of the Darien Venture*. In *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, edited by J. Robertson. Cambridge and New York: Cambridge Univ. Press.
- Backscheider, P. R. 1989. *Daniel Defoe: His Life*. Baltimore: Johns Hopkins Univ. Press.
- Bastian, F. 1981. *Defoe's Early Life*. Totowa: Barnes and Noble Books.
- Brewer, J. 1990. *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783*. Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press. 大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃—戦争・カネ・イギリス国家 1688-

- 1783』名古屋大学出版会, 2003.
- Browning, A., ed. 1953. *English Historical Documents: 1660-1714*. London: Eyre and Spottiswoode.
- Chalmers, G. 1790. *The Life of Daniel De Foe*. London.
- Clark, K. 2007. *Daniel Defoe: The Whole Frame of Nature, Time, and Providence*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Clerk, J. 1895. *Memoirs of the Life of Sir John Clerk of Penicuik, Baronet, Baron of the Exchequer*, edited by J. M. Gray. London: Nichols and Sons.
- Defoe, D. [1705] 2003. *The Consolidator: or, Memoirs of Sundry Transactions from the World in the Moon*, edited by G. Sill. In *Satire, Fantasy and Writings on the Supernatural by Daniel Defoe*. 8 vols. London: Pickering and Chatto.
- . 1706. *An Essay at Removing National Prejudices against a Union with Scotland . . . Part 1*. London.
- . [1706] 2003. *Jure Divino: A Satyr*, edited by P. N. Furbank. In *Satire, Fantasy and Writings on the Supernatural by Daniel Defoe*. 8 vols. London: Pickering and Chatto.
- . [1706-07] 2005. *A Review of the State of the English Nation*, vol. 3, edited by J. McVeagh. 2 vols. London: Pickering and Chatto.
- . [1709] 2002. *The History of the Union of Great Britain*, edited by D. W. Hayton. 2 vols. In *The Writings on Travel, Discovery and History by Daniel Defoe*. 8 vols. London: Pickering and Chatto. [HU と略記]
- . 1955. *The Letters of Daniel Defoe*, edited by G. H. Healey. Oxford: Clarendon Press.
- Downie, J. A. 1979. *Robert Harley and the Press: Propaganda and Public Opinion in the Age of Swift and Defoe*. Cambridge and New York: Cambridge Univ. Press.
- Fletcher, A. 1698. *Two Discourses Concerning the Affairs of Scotland*. Edinburgh.
- . 1703. *Speeches, by a Member of the Parliament, Which Began at Edinburgh the 6th of May 1703*. Edinburgh.
- Furbank, P. N. and W. R. Owens. 2006. *A Political Biography of Daniel Defoe*. London: Pickering and Chatto.
- Heidenreich, H., ed. 1970. *The Libraries of Daniel Defoe and Philips Farewell: Olive Payne's Sales Catalogue (1731)*. Berlin.
- Hoppit, J. 2000. *A Land of Liberty?: England 1689-1727*. Oxford: Clarendon Press.
- McKim, A. 2006. *Defoe in Scotland: A Spy among Us*. Dalkeith: Scottish Cultural Press.
- Mizuta, H., ed. 2000. *Adam Smith's Library: A Catalogue*. Oxford: Clarendon Press.
- Moore, J. R. 1958. *Daniel Defoe: Citizen of the Modern World*. Chicago: Univ. of Chicago Press.
- North, R. 1744. *The Life of the Honourable Sir Dudley North, Knt*. London.
- Novak, M. E. 2001. *Daniel Defoe: Master of Fictions*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- Pocock, J. G. A. [1975] 2003. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*. Princeton and Oxford: Princeton Univ. Press. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント—フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会, 2008.
- . 1995. *Empire, State and Confederation: The War of American Independence as a Crisis in Multiple Monarchy*. In *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, edited by J. Robertson. Cambridge and New York: Cambridge Univ. Press.
- Prebble, J. 1968. *The Darien Disaster*. London: Secker and Warburg.
- Richetti, J. 2005. *The Life of Daniel Defoe*. Oxford: Blackwell.
- Riley, P. W. J. 1978. *The Union of England and Scotland: A Study in Anglo-Scottish Politics of the Eighteenth Century*. Manchester: Manchester Univ. Press.
- Schonhorn, M. 1991. *Defoe's Politics: Parliament, Power, Kingship, and Robinson Crusoe*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Smith, A. 1789. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 5th ed. 3 vols. London. 大河内一男監訳『国富論 (I) (II) (III)』中公文庫, 1978.
- . 1790. *The Theory of Moral Sentiments*, 6th ed. 2 vols. London. 水田洋訳『道徳感情論 (上) (下)』岩波文庫, 2003.
- Steele, I. K. 1968. *Politics of Colonial Policy: The Board of Trade in Colonial Administration 1696-1720*. Oxford: Clarendon Press.
- Sutherland, J. 1938. *Defoe*. Philadelphia and New York: J. B. Lippincott. 織田稔・藤原浩一訳『ロビン

- 「ジョン・クルーソー」を書いた男の物語—ダニエル・デフォー伝』ユニオンプレス, 2008.
- Swift, J. 1708. *A Letter from a Member of the House of Commons in Ireland, to a Member of the House of Commons in England, concerning the Sacramental Test*. Dublin.
- Trevelyan, G. M. 1936. *Ramillies and the Union with Scotland*. In *England under Queen Anne*. 3 vols. London, New York and Toronto: Longmans, Green and Co.
- Whatley, C. A. 2006. *The Scots and the Union*. Edinburgh: Edinburgh Univ. Press.
- Wilson, W. [1830] 1973. *Memoirs of the Life and Times of Daniel Defoe: containing a Review of his Writings, and his Opinions upon a Variety of Important Matters, Civil and Ecclesiastical*. 3 vols. New York: AMS Press.
- 天川潤次郎. 1966. 『デフォー研究—資本主義経済思想の源流』未来社.
- 田中秀夫. 1991. 『スコットランド啓蒙思想史研究—文明社会と国制』名古屋大学出版会.
- 浜渦哲雄. 2009. 『イギリス東インド会社—軍隊・官僚・総督』中央公論新社.

## Defoe and the Rhetoric of the Union: The Union of 1707 and “an Invisible Hand”

Naoki Hayashi

This paper aims to grasp the political and socio-economic background of the Union of 1707 and the characteristics of Daniel Defoe’s social thought through an examination of his major historical work, *The History of the Union of Great Britain* (1709).

On the eve of the Union, Defoe served as an English spy among Scottish people and witnessed a surge of their anti-English passions firsthand. The works by Andrew Fletcher of Saltoun, the most influential contemporary Scottish republican writer, embodied these antipathies in a very sophisticated manner. Defoe paid close attention to both the republican thought and its vocabulary typically expressed in Fletcher’s texts and managed to combine them with the rhetoric of divine providence. This was an intellectual activity for the creation of a historical narrative in which the distressed Scottish people could finally find relief.

Defoe’s *History of the Union* asserted that

the conflicts between England and Scotland had been transmuted into peacemaking factors by the leading of providence. Some contemporary affairs were considered as examples: the foundation of the Company of Scotland Trading to Africa and the Indies, Massacre of Glencoe, Act of Settlement in England, Act of Security in Scotland, Alien Act in England, and execution of Captain Green after seizing of the ship Worcester in Scotland.

While recounting these affairs, the present paper focuses on the nature of the rhetoric to which Defoe appeals. His appeal to “an Invisible Hand” represents a concealing design, that is, to appease the complex feelings held by those living in North Britain. His *History of the Union* seems to have been written to persuade them rather than to preserve historical facts themselves.

JEL classification numbers: B 11, B 31, N 40.